

公立八女総合病院実習生受入に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公立八女総合病院（以下「病院」という。）における実習生の受け入れに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「実習生」とは、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、臨床検査技師、診療放射線技師及びその他の医療技術者等の養成を目的とする学校又は施設（以下「養成機関等」という。）の長から病院における実習を委託された当該養成機関等の学生、生徒及び施設職員等をいう。

(申請)

第3条 実習生の実習を病院に委託しようとする養成機関等の長は、実習開始の3ヶ月前までに実習依頼文書を企業長に提出しなければならない。

(許可)

第4条 企業長は、前条に規定する申請があった場合は、業務に支障がないと認められるものに限り、実習生として受入れを許可する。

2 企業長は、前項により実習生の受入を許可したときは、養成機関等の長に通知する。

(受入期間)

第5条 受入れの期間は、原則、受入れ日の属する年度を超えないものとする。

(受託実習料等)

第6条 受託実習料は、実習生1人につき別表に定める額に消費税率を乗じた額とする。

2 前項の規定にかかわらず、養成機関等において別表の金額を上回る受託実習料の定めがある場合は、その額を受託実習料とする。

3 前二項の規定にかかわらず、特別の事情により別表に揚げる受託実習料によることができない場合は、あらかじめ企業長の承認を得た場合に限り、特段の取扱いをすることができる。

4 養成機関等の長は、第4条の規定により受入れを許可されたときは、受託実習料の全額を所定の期日までに納めなければならない。

5 納入された受託実習料は、返還しないものとする。ただし、事情により実習を停止又は許可を取り消すこととなった場合、その他特別に企業長が認める場合はこの限りではない。

(実習生の遵守義務)

第7条 実習生は、病院の関係諸規程を遵守し、実習担当者の指示に基づいて実習しなければならない。

2 実習生は、実習期間中に知り得た病院及び患者の情報を漏らしてはならない。実習期間終了後も同様とする。

(感染対策)

第8条 企業長は病院感染対策マニュアルに基づき当該実習にあたり、養成機関等へ実習生の抗体検査を実施し、抗体が十分でない場合はワクチン接種を要請する。

2 抗体検査及びワクチン接種項目については次の各号とする。

(1) 麻疹

(2) 風疹

(3) 流行性耳下腺炎

(4) 水痘

(5) B型肝炎

3 企業長は前項を確認するため、養成機関等へ証明書又は内容を確認できる書類の提出をさせるものとする。

4 第2項第5号の規定に関わらず、企業長は体液に暴露する可能性がない実習生については、抗体検査結果の確認を省略することができる。

5 企業長は、インフルエンザ予防接種については接種を推奨する。

6 養成機関等は実習生に対し、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)など感染症の十分な予防対策を指導し、実習生が罹患した場合には、病院の指示に従い当該実習生の実習停止などの対応を行わなければならない。

(事故発生時の対応)

第9条 実習等において発生した事故等については、次のとおりとする。

(1) 実習生の故意又は過失により医療過誤を生じせしめた場合又は施設並びに設備等を損傷させた場合は、養成機関等が損害賠償等の責任を負うものとする。

(2) 実習生の故意又は過失により実習生に生じた事故等については、病院は責任を負わないものとする。

(3) 事故が発生した場合、院内の処理については医療安全管理マニュアルにおける「医療事故発生時の連絡体制」に基づき行い、養成機関等との処理については、当該養成機関等の実習要綱に基づき報告等の処理を行う。

(実習担当者の配置)

第10条 実習を円滑に実施するため、病院及び養成機関等の実習担当者を配置し、次の各号について協議を行うものとする。

- (1) 実習カリキュラムに関すること
- (2) その他実習に関して必要なこと

(契約書等)

第11条 養成機関等は、遵守すべき事項について企業長と実習開始前までに契約を締結するとともに、次条の規定による誓約書の遵守について、実習生に指導徹底を図らなければならない。

(誓約書等)

第12条 実習生は、企業長に実習開始日までに誓約書を提出しなければならない。

(実習の停止及び許可の取り消し)

第13条 企業長は、実習生が第7条の規定に違反したとき、実習生としてふさわしくない行為があったとき、又は疾病その他の事故により実習の継続が困難であると認めるときは、当該実習の停止を命じ、その者に係る第4条の許可を取り消すことができるものとする。

- 2 企業長は、前項の規定により実習を停止させ、又は許可を取り消したときは、書面により、養成機関等の長に通知するものとする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、企業長がその都度決定する。

附 則

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。